

市第4号議案 「横浜市手数料条例等の一部改正」について

建築・都市整備・道路委員会
平成27年5月22日
建築局

1 主旨

(1) 建築基準法の一部改正に伴う条例改正

平成27年6月1日に施行される「建築基準法」の一部改正に伴い、「横浜市手数料条例」や建築基準法を根拠とする「横浜市建築基準条例」などについて、関係規定の整合を図るため、これらの条例の一部を改正します。

建築基準法の改正項目	改正項目に関連して改正する条例
A 構造計算適合性判定制度の見直し（第6条の3ほか）	横浜市手数料条例
B 容積率の合理化（第52条）	地下室マンション条例※・横浜市建築基準条例
C 木造建築関連基準の見直し（第27条）	横浜市建築基準条例
D 新技術の円滑な導入に向けた仕組みの創設（第38条ほか）	横浜市建築基準条例
E 罰則の創設（第98条ほか）	横浜市建築基準条例
F 所要の改正	横浜市建築基準条例・横浜市特別工業地区建築条例ほか

※ 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例

(2) 認定こども園法の一部改正に伴う条例改正

平成27年4月1日に地域の子ども・子育て支援の充実等を目的として「認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）」の一部が改正されたことに伴い、関係規定の整合を図るため、「横浜市建築基準条例」の一部を改正します。

2 条例改正の概要

(1) 建築基準法の一部改正に伴う改正項目

改正項目A 構造計算適合性判定制度※¹の見直し（建築基準法 第6条の3ほか）関連

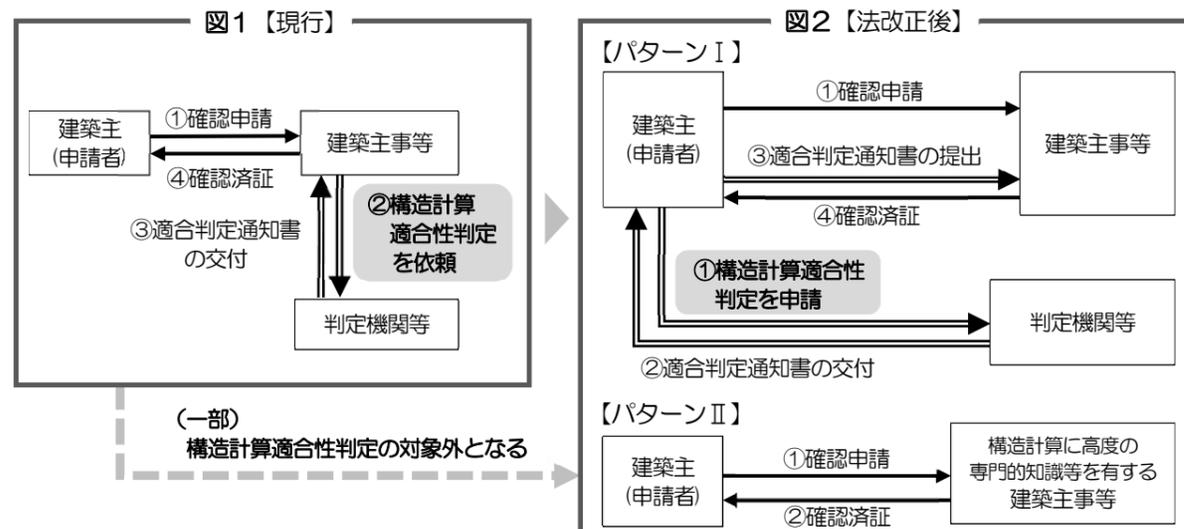
※1 大規模な建築物を建築する際、確認申請に伴い必要な手続きで、建築主事等の審査とは別に判定機関（指定構造計算適合性判定機関）等による構造計算のチェックを行う制度

《法改正の概要》

これまでは、確認申請を受理した建築主事等が構造計算適合性判定を判定機関等に求めていました。しかし、法改正後は、構造計算適合性判定を建築主事等の確認審査から独立させ、**建築主が「直接」判定機関等に申請することになりました。**（図2【パターンI】）

これにより、建築主は構造計算適合性判定の申請先や申請時期を自由に選択できるようになります。

また、あわせて**判定が必要となる対象が一部見直され**、特定の構造計算方法については、**構造計算に関する高度の専門的知識等を有する建築主事（以下「省令主事」）等が、構造計算のチェックも確認審査の中で行うことができるようになりました。**（図2【パターンII】）



《条例改正の対応》

法改正による制度の見直しに対応し、これまで横浜市が判定機関に支払うため、確認申請等の手数料に計算し申請者から受け取っていた「構造計算適合性判定に係る手数料分」を減額します。（図2【パターンI】）

また、構造計算適合性判定に代わり、**省令主事が構造計算のチェックを含む確認審査をする場合の手数料を新たに規定します。**（図2【パターンII】）

【改正条項】横浜市手数料条例

第2条、第7条	構造計算適合性判定を要する建築物の確認申請手数料等の減額等を行う。 ※手数料額の改正案については、別紙参照
---------	--

改正項目B 容積率の合理化（建築基準法 第52条）関連

《法改正の概要》

高齢者等の住まいとして活用される空間確保を図るため、「老人ホーム等」の用途について、共同住宅等と同様に、**その床面積の合計の「3分の1」を限度として、地階の床面積を容積率に算入されないことになりました。**

《条例改正の対応》

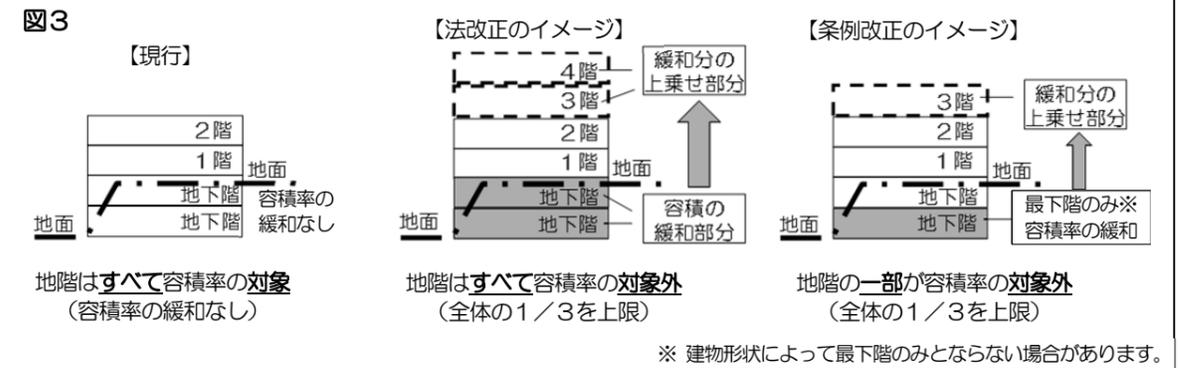
法改正に伴い建築規模の増大が見込まれることから、**圧迫感やボリュームを軽減し、周囲の住環境と調和した建築形態となるよう、「老人ホーム等」について、共同住宅等と同様に、斜面地における地下室建築物の形態を一部制限する改正を行います。**

【改正条項】地下室マンション条例

第2条	本条例の規制の対象となる地下室建築物の用途に「老人ホーム等」を追加する。 （現在は「共同住宅及び長屋」）
-----	---

【改正条項】横浜市建築基準条例

第4条の5	対象用途に「老人ホーム等」を追加する。（現在は「共同住宅及び長屋」） 「市街化調整区域」では老人ホーム等を新設することが可能なことから、対象区域に「市街化調整区域（用途地域の指定のない区域）」を追加する。 （現在は「住居系用途地域」）
-------	---



参考 地下室マンション条例等の制定経過

平成6年の法改正により、住宅地下室の緩和制度が導入されたことをきっかけに、斜面地住宅地において、周囲に圧迫感を与える地下室マンションが増加し、周辺住民との紛争が多発しました。このため、周囲の住環境に与える圧迫感やボリュームの軽減を目的として、平成16年に「地下室マンション条例」が制定され、さらに平成17年に「建築基準条例 第4条の5」が新設されました。

改正項目 C 木造建築関連基準の見直し（建築基準法 第 27 条）関連

《法改正の概要》

木材の利用を促進するため、耐火基準が一部緩和され、従来、「耐火建築物」としなればならなかった一定規模以上の特殊建築物※2について、「耐火建築物に準ずる耐火性能を有する建築物」であれば建築できるようになりました。

また、あわせて「火災発生から施設利用者のすべてが避難を終了するまでの間、建物が倒壊や延焼しない構造」という性能規定が新設され、この性能を満たす場合には「準耐火建築物相当の建築物」であっても建築できるようになりました。

これにより、3階建ての学校などで一定の防火措置を講じた場合や、その他病院、劇場などで大臣の認定により上記の性能規定を満たすと認められた場合には、耐火建築物としないことができるようになりました。

※2 建築基準法第2条第2号に定められた「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、旅館、共同住宅、工場、倉庫、自動車車庫などの用途に供する建築物」をいう。

《条例改正の対応》

法改正により新たに規定された「耐火建築物に準ずる耐火性能を有する建築物」や「準耐火建築物相当の建築物」について、条例の各規定に追加し、法と同様に、耐火関係規定を一部緩和します。

【改正条項】横浜市建築基準条例

第9条、第17条、第28条	現在、「耐火建築物又は準耐火建築物」とする規定に「耐火建築物に準ずる耐火性能を有する建築物」と「準耐火建築物相当の建築物」を追加する。
第16条	現在、「耐火建築物又は3階共同住宅等の規定に適合するもの」とする規定に「耐火建築物に準ずる耐火性能を有する建築物」と「準耐火建築物相当の建築物（3階の場合に限定）」を追加する。
第23条	現在、「耐火建築物」とする規定に「耐火建築物に準ずる耐火性能を有する建築物」を追加する。

改正項目 D 新技術の円滑な導入に向けた仕組みの創設（建築基準法 第 38 条ほか）関連

《法改正の概要》

新しく開発された建築材料や技術を建築物に利用できるよう法の規定に適合するものと同等以上の効力があると認められたものは、法の規定の一部を適用除外とする大臣認定制度が創設されました。

《条例改正の対応》

法第38条の大臣認定を受けた新建築材料や新技術のうち、条例の規定に適合するものと同等以上の効力があると認められるものは、市長の許可手続きを経て、条例の規定の一部を適用除外とします。

【改正条項】横浜市建築基準条例

第53条の9（新設）	法第38条の大臣認定を受けた新建築材料や新技術について、市長が認めて許可した場合には、条例の規定の一部を適用除外とする。
第56条の7	適用除外とする場合の許可手数料（27,000円）を規定する。

改正項目 E 罰則の創設（建築基準法 第 98 条ほか）関連

《法改正の概要》

これまでは、罰則の対象者を建築物等の「設計者」や「工事施工者」としていましたが、新たに「建築材料等を引き渡した者」が追加されました。

これにより、認定品と偽って、異なる建築材料等を引き渡した者も罰則の対象となります。

《条例改正の対応》

条例の罰則の対象者として、新たに「建築材料等を引き渡した者」を追加します。

【改正条項】横浜市建築基準条例

第58条	罰則の対象者に、「認定建築材料等として、異なる建築材料等を引き渡した者」を追加する。
------	--

改正項目 F 所要の改正

「横浜市建築基準条例」、「地下室マンション条例」、「横浜市特別工業地区建築条例」について、文言の修正や規定の整合・明確化を目的とした所要の改正を行います。

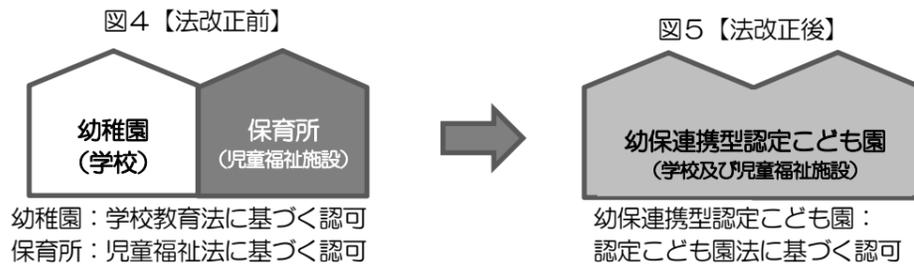
(2) 認定こども園法の一部改正に伴う改正項目

改正項目 幼保連携型認定こども園 関連

《法改正の概要》

地域子ども・子育て支援の充実を図るため、課題となっていた二重行政の解消を目的に、「認定こども園法」の一部が改正され、これまで「幼稚園（学校）」と「保育所（児童福祉施設）」の併設施設であった「幼保連携型認定こども園」が単一施設として位置付けられました。

これに関連し、建築基準法施行令の一部が改正され、「幼保連携型認定こども園」は「学校」と「児童福祉施設」の双方の用途に該当する単一施設となったため、これに適用される規定の整理が行われました。



《条例改正の対応》

建築基準法施行令と同様に、「幼保連携型認定こども園」に適用される規定の整理を行います。

【改正条項】横浜市建築基準条例

「学校」と「児童福祉施設等」の双方に係る規定	
第4条の2、第5条、（第9条）	現行の「学校」を「学校（幼保連携型認定こども園を除く。）」とし、「幼保連携型認定こども園」には「児童福祉施設等」の規定が適用されるよう整理する。

※なお、「学校」のみに係る規定（第13条）は「学校」として、「児童福祉施設等」のみに係る規定（第14条、第16～20条）は「児童福祉施設」として、現行のままで適用されます。

3 周知状況

意見募集 <平成27年2月5日（木）から平成27年3月6日（金）まで>
・市民の皆様からのご意見は特にありませんでした。

4 施行日

平成27年6月1日（予定）

改正項目 A 構造計算適合性判定制度の見直し関連の詳細説明

構造適合性判定制度の見直しに伴う確認申請手数料等の減額等について

表 1-1 手数料の改正案（確認申請に伴う構造計算適合性判定等に係る加算額）（単位：円）

区 分	現行 建築主事が 判定機関に 依頼する	改正案	
		【パターンⅠ】 建築主が 判定機関に 申請する場合	【パターンⅡ】 省令主事が 適合審査する場合
大臣認定 プログラム (※1)	1,000m ² 以下のもの	110,000	—
	1,000m ² を超え 2,000m ² 以下	137,000	—
	2,000m ² を超え 10,000m ² 以下	150,000	—
	10,000m ² を超え 50,000m ² 以下	190,000	—
	50,000m ² 超えのもの	322,000	—
大臣認定 プログラム 以外 (※2)	1,000m ² 以下のもの	159,000	156,000
	1,000m ² を超え 2,000m ² 以下	212,000	209,000
	2,000m ² を超え 10,000m ² 以下	243,000	240,000
	10,000m ² を超え 50,000m ² 以下	321,000	318,000
	50,000m ² 超えのもの	590,000	587,000

※1 安全な構造の建築物を設計する際の構造計算の方法の一つで、国土交通大臣の認定を受けたプログラム

※2 改正される建築基準法により、省令主事が適合審査できるものは、大臣認定プログラム以外の方法で構造計算されたものに限定されています。

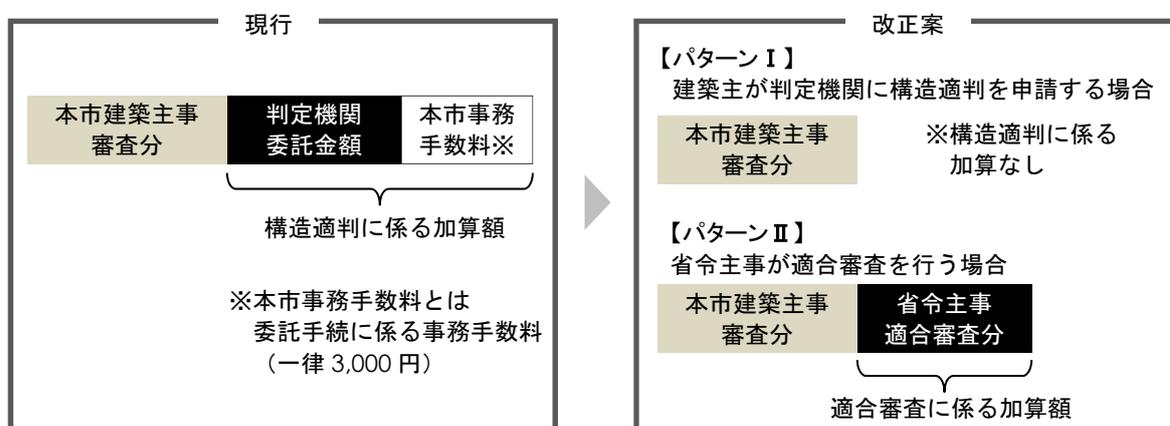


図 1-1 確認申請手数料の構成（構造適判が必要な建築物の場合）